2016年度　東京工業大学
文系エッセンス　第6回

2016年7月20日（水）

担当者：西田亮介
リベラルアーツ研究教育院准教授
ryosukenishida@gmail.com

最終課題

- 各自が考える社会的な課題のなかから、具体的な事例をひとつ以上とりあげ、どのような点に課題があるのか、なぜそのような現象が生じたのか、歴史的にはどのような経緯があったのか、どうすれば解決可能なのか、といった点から、参考文献を3つ以上具体的に上げながら、8月10日（水）までに、3000字程度で論じよ。

- 提出はOCWのみ認める。それ以外での提出は認めない。

- 剽窃等は大学のルールにもとづき、厳正に対処します。

参院選後の
改憲勢力の議席状況

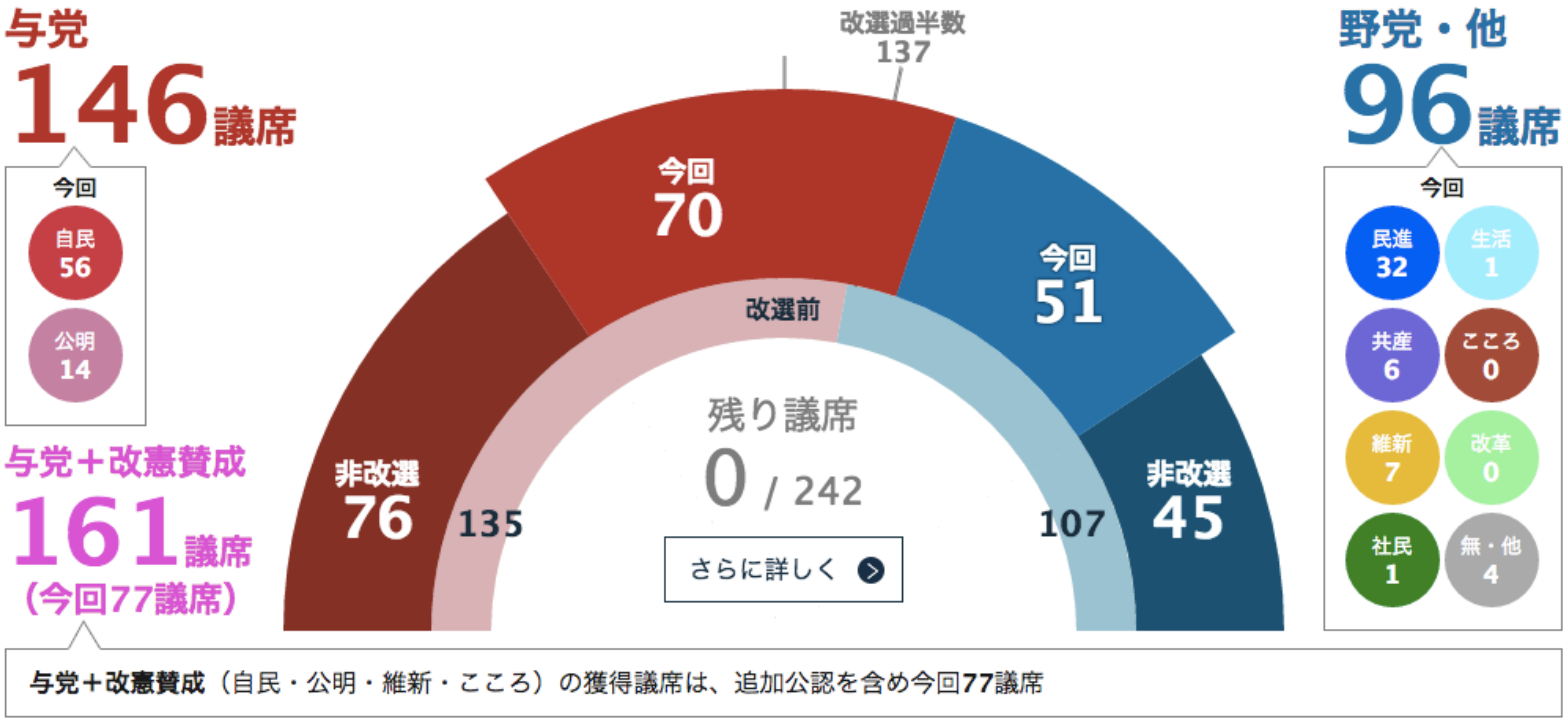

投票率は54.7%。
戦後、下から4番目。
18歳51.17%
19歳39.66%

NHK「開票速報」（http://www3.nhk.or.jp/senkyo/ ）より引用

改憲／護憲問題の争点化とその失敗

- 改憲に精力的な与党 ／「3分の2を止める」を主張する野党という対立構図。憲政史を踏まえても、重大イベントであるにもかかわらず、低関心。

- 争点化の失敗。
  - 与党のメディア戦略戦術、政治日程ハンドリングの巧みさ／野党の失敗
    - 2016年参院選で水面下に隠れた、自民党のネット選挙チームとその活動
  - 生活者は、「3分の2」の意味それ自体を十分に理解していない？

◆こんどの参議院選挙で投票先を決めるとき、重視する政策は何ですか。（選択肢から2つまで選ぶ）

景気・雇用対策 45

消費税の引き上げ延期 23

医療・年金などの社会保障 53

子育て支援 33

外交 9

安全保障関連法 17

憲法 10

朝日新聞社「世論調査―質問と回答〈連続調査第1回〉」（http://www.asahi.com/articles/ASJ654HC0J65UZPS001.html）より筆者加筆修正のうえ引用。
実施は5月21日、22日。

改憲に言及する安倍首相

安倍総理は参議院選挙の結果、憲法改正に前向きな勢力が非改選の無所属議員も含め国会での発議に必要な3分の2を超える情勢となったことから、国会の憲法審査会での議論が進むことへの期待感を示しました。

「**この選挙においてですね、憲法の是非が問われていたのではないというふうに考えております。**これからはですね、まさに憲法審査会において、いかに与野党で合意をつくっていくかということではないかなと思います」（安倍首相）

また、安倍総理は「**議論を深めていく中において、どの条文をどう変えていくかが大切であって、憲法改正にイエスかノーかというのは、もう今の段階ではあまり意味がない**」と述べ、憲法改正が現実的な政治課題に上ったという認識を示しました。

TBS News i「安倍首相、国会での改憲議論に期待」
（http://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye2813820.html）より引用。
下線強調は引用者による。

憲法改正とその社会的過程

- 国民的（≒生活者目線での）議論と理解、熱意なき憲法改正？

- 憲法改正の発議は護憲派にとってもポジティブな意味合いを持ちうる可能性があるが、看過されている。
  - 日本国憲法の（再）選択とその（再）確認

自民党 | Lib Dems
Liberal Democratic Party of JAPAN

閉じる

印刷　文字サイズ あ あ

学校教育における政治的中立性についての実態調査

党文部科学部会では学校教育における政治的中立性の徹底的な確保等を求める提言を取りまとめ、不偏不党の教育を求めているところですが、教育現場の中には「教育の政治的中立はありえない」と主張し中立性を逸脱した教育を行う先生方がいることも事実です。
学校現場における主権者教育が重要な意味を持つ中、偏向した教育が行われることで、生徒の多面的多角的な視点を失わせてしまう恐れがあり、高校等で行われる模擬投票等で意図的に政治色の強い偏向教育を行うことで、特定のイデオロギーに染まった結論が導き出されることをわが党は危惧しております。

そこで、この度、学校教育における政治的中立性についての実態調査を実施することといたしました。皆さまのご協力をお願いいたします。

姓※	全角入力　例) 山田
名※	全角入力　例) 太郎

自民党「学校教育における政治的中立性についての実態調査」
（https://ssl.jimin.jp/m/school_education_survey2016?_ga=1.59801455.395835691.1409157024 ）より引用。

・政治と教育の中立をいかにして、維持するかという問いの難しさと重要性。

・政治的中立、政治教育（政治的教養）、主権者教育の難しさ。

参院選期間中の5、6日、名古屋市立中学校の50歳代の男性教諭が社会の授業で「与党の自民・公明が議席の3分の2を獲得すると、憲法改正の手続きを取ることも可能になる」「そうなると、戦争になった時に行くことになるかもしれない」などと発言し、その後、生徒に「誤解を与えた」と謝罪したことがわかった。 市教育委員会などによると、教諭は1年生6クラスの授業で、参院選や「18歳選挙権」に言及。「将来、徴兵制の問題も出てくるかもしれない」「韓国のように一度軍隊に入る国もある」「みなさんも18歳までまだあと5年あるが、よく勉強して」とも話したという。 保護者らを通して発言を確認した市教委は「教育基本法で求められている政治的中立性の観点から不適切」と同校に連絡。教諭は7日、各クラスで「具体的な政党名を出して、誤解を与える話をしてしまった。挙げた例がよくなかった」と謝罪した。 同校は教諭を口頭で注意したという。

中学教諭、授業で「与党2／3で戦争行くかも」 ：読売新聞
（http://www.yomiuri.co.jp/national/20160713-OYT1T50004.html）
より引用。

Ex.) 国民投票運動と選挙運動

第9章　改　正
第96条　この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の２以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
２　憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。（日本国憲法第96条より引用）

	国民投票運動（国民投票法）	選挙運動（公職選挙法）
支出金額	制限なし	候補者の人数と政令で規定
期間	制限なし	選挙によって異なるが、 参院選17日。衆院選12日
文書図画の規定	制限なし	大きさ、枚数、証紙等の規制
テレビ広告	投票日から2週間の間は国民投票広報協議会と政党等による規定のもののみ可能	原則として利用不可
ネット選挙	制限なし	電子メール等を除き利用可能
自動車、拡声器の利用（宣伝カー）	制限なし	台数等に制限あり

国民投票法と公選法の特徴比較。筆者作成。